

## 手配旅行条件書

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面) (旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

当社に旅行手配の申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。お申し込みいただく前に必ずお読みください。

[1]手配旅行契約 「手配旅行契約」とは、Hamada Gold Experience (以下「当社」といいます) がお客様からの依頼により、お客様 のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊 その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます) の提供を受けることができるよう に、手配することを引き受ける契約をいいます。当社に旅行手配をお申込みになるお客様は当社と手配旅行契約 (以下「契約」といいます) を締結することとなります。当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、契約に基づく当社の債務の履行は 終了いたします。

## [2]契約の申込みと成立時期

① ホームページ上の予約システムを利用してお客様が磁気的な方法により当社に契約の申込みをされる場合、必要事項を予約システムより入力し、必要な同意確認をした上で、「申し込む」より送信ください。送信後、「送信されました」というメッセージが表示されます。この時点で予約は完了しておりません。当社からの回答をお待ちください。当社確認後、お客様のご依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面 (以下「見積書」といいます) をメールにて送信いたします。見積書において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金 (以下「企画料金」といいます) の金額を明示することがあります。見積書に記載されている内容をご確認ご承諾いただけましたら、請求書をお客様のメールに送信いたします。請求書に記載されている「支払期日」までに請求書内のリンクから旅行代金をお支払いください。契約は、申込金の納入がなき場合でも当社が契約の締結を「承諾」した旨の通知である「支払完了画面」が お客様に到達したときに成立いたします。ただし、予約システムより「支払完了画面」のデータを送信していたにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等、お客様側の事情により支払完了画面を確認できなかったとしても契約は成立となります。支払完了画面が確認できなかった場合は、お客様ご自身でホームページ上の「予約確認・キャンセル」にてご確認ください。

② 電話、ファクシミリ等の通信手段を利用して、当社に契約の申込みをされるお客様は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項をご記入の上、当社が別に定める金額の申込金（旅行代金の10%）と共に、当社に提出していただきます。契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。申込金は、旅行代金または取消料もしくは違約料の一部に充当します。期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当社は契約がなかったものとして取り扱います。

③ 当社は同じ行程を同時に旅行する複数のお客様および団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者（以下「契約責任者」という。）との間で行います。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、なんらの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

④ 旅行手配に際し、特別な配慮を必要とされるお客様は、契約の申込み時にお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）当社は可能な範囲内でこれに応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。

[3] 契約締結の拒否 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- ① お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
- ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
- ③ お客様が当社に対して暴力的または不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為などを行った場合
- ④ お客様が風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などを行った場合
- ⑤ 前条④の申し出のあった場合であって、お客様の参加のために必要な措置が講じられないとき
- ⑥ 申込者が20才未満である場合

⑦ 当社の業務上の都合があるとき

#### [4] 契約書面の交付

① お客様がホームページ上の予約システムを利用して磁気的な方法により当社に契約の申込みをされた場合、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面はお客様の使用する通信機器ファイル等に保存いただくか、お客様ご自身で印刷、保存してください。これにより、当社は取引条件を説明し、同書面を交付したものとして取り扱わせていただきます。また、これらの書面の記載内容をもって契約書面の内容とさせていただきます。

② 電話、ファクシミリ等の通信手段を利用し当社に契約の申込みをされる場合、当社は契約の成立後速やかに、お客様に契約書面を交付いたします。

#### [5] 旅行代金

旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払う費用および当社 所定の旅行業務取扱料金（手配料金および連絡通信費）をいいます。

#### 国内旅行 手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容	料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関観光券等との手配が複合した場合	旅行費用総額の20 %※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき550円、観光券等1件1手配につき550円、合算額を下限とします。

手配料金	宿泊機関等を単一手配した場合	宿泊券面額の20% 宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限550円）
	運送機関等を単一手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限550円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金550円申し受けます。
	観光券等を単一手配する場合	観光券等1件1手配につき費用の20%以内（下限550円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金550円申し受けます。

(

注) ①上記料金には消費税が含まれています。

②同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

③ 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

④お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類をお引き渡しする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了しているときには、これに係る旅行業務取扱料金を申し受けます。

[6] 契約内容の変更 お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、下記の料金を申し受けます。

- ① 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料、その他の手配の変更に必要な費用
- ② 当社所定の変更手数料

国内旅行  
手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容	料 金
変 更	変更手続き	当該変更された宿泊機関・ 運送機関・観光券等 に係る旅行費用の20%以内  ※宿泊機関等1件1手配につ き550円、運送機関等1件1 手配につき550円、観光券 等1件1手配につき550円、 合算額を下限とします。

[7]. お客様による契約の解除 お客様は下記の費用をお支払いいただくことにより、旅行契約の全部または一部を解除することができます。

- ① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ② お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- ③ 当社所定の取消手数料

国内旅行  
手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容	料 金
-----	-----	-----

取 消	取消手続き	当該取消された宿泊機関・ 運送機関・観光券等 に係る旅行費用の20%以内  ※宿泊機関等1件1手配につ き550円、運送機関等1件1 手配につき550円、観光券 等1件1手配につき550円、 合算額を下限とします。
-----	-------	---

[8]当社による契約の解除 当社は次に例示するような場合は、旅行開始前または旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

- ① 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ② あらかじめ例示した申込条件の不適合が判明したとき
- ③ お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき
- ④ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当社に負担を求めるとき
- ⑤ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- ⑥ 最少催行人数に達しなかったとき
- ⑦ 旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

[9] 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない施設使用料、飲食代金およびそれに伴う税、サービス料などの個人的料金、 傷害・疾病に関する医療費、運輸機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

[10]当社の責任と損害賠償・免責事項

①当社の責任と損害賠償 当社は契約の履行にあたって、当社または手配代行者の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物について生じ

た損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償します。

② 免責事項 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊施設等のサービス提供の中止による損害

イ. 食中毒

ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害

エ. その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

③ お客様の責任

ア. お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

イ. お客様が本条件に反した行為を行った場合、不正もしくは違法に本ホームページを利用した場合、または真実かつ正確なデータが入力されていないと当社が判断した場合には、当社は事前の予告無く該当する未消化の予約を取り消すとともに当該のお客様が将来に渡って本ホームページの利用することをお断りする場合があります。また、当社はその理由について、一切開示義務を負いません。

ウ. お客様は、上記イの行為によって当社に生じた一切の損害（当社が手配先等に負担した金員を含む）を賠償する責を負います。

[12] 特別補償規程の不適用

当契約については、標準旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

[13] 個人情報の取扱い

① 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、

あるいは旅行サービスの手配およびそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受 できないことがあります。 取得した個人情報は旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

②当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、 お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のため の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

当社は、

1. 当社商品やサービス、キャンペーンのご案内
2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
3. アンケートのお願い
4. 特典サービスの提供
5. 統計資料の作成 に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

③当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなど のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社提携先との間で共同して利用させていただくことがあります。当該提携先は、それぞれの営業案内、お客様のお申込の簡素化、 催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

④当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、第三者提供の記録の請 求があった際には、速やかに対応するものとします。

[14] 振込手数料 金融機関等への振込手数料はお客様の負担となります、ご了承ください。

#### [15]営業補償金

①当社と契約を締結したお客様は、その取引によって生じた債券に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業補償金から弁済を受けることができます。

②当社が営業補償金を供託している供託所の名称および所在地は、下記のとおりです。

松江地方法務局浜田支局 島根県浜田市田町116-1



[16] 約款準拠 本条件書に記載のない事項は標準旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

[17] 旅行条件の基準日 旅行条件および旅行代金の基準日については令和6（2024）年9月1日となります。

#### 取扱個所

〒697-0023 島根県浜田市長沢町 1474-7

Hamada Gold Experience

島根県知事 登録旅行業 第地域限定-115 号

旅行業務取扱管理者 関口 幸江

[y-sekiguchi@hamada-gold-exp.com](mailto:y-sekiguchi@hamada-gold-exp.com)

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。  
契約に関し不明点等がありましたら、当社の旅行業務取扱管理者までお問い合わせください。